

前橋市個人情報保護審査会（第80回）会議議事録

- 1 日 時 令和4年11月7日（月）
午後2時00分から午後2時50分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎3階32会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、小林委員、西村委員、
長谷川委員、松本委員
事務局 福島参事、蜂巢課長補佐（行政管理課）
岡田課長、高橋係長（情報政策課）
説明者 割田課長補佐（職員課）
酒井副参事（行政管理課）
掛川主事（防災危機管理課）
川崎課長補佐（政策推進課）
徳野課長補佐（文化国際課）
荻原課長補佐（観光政策課）
田中副参事（子育て支援課）
三上主事（長寿包括ケア課）
山本副参事（障害福祉課）
原田係長（健康増進課）
岡田副主幹（ごみ政策課）
手島副主幹（産業政策課）
大淵課長補佐、宮内課長補佐（にぎわい商業課）
石坂課長補佐、米山係長（農政課）
原澤副主幹（都市計画課）
須田課長補佐（水道整備課）
- 4 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 審議・報告事項
個人情報取扱事務開始届等について
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 5 審議・報告事項について
 - (1) 議事録署名人について
会長が議事録署名人に西村委員を指名した。
 - (2) 個人情報取扱事務開始届等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（農産物直売所支援事業補助金以下51件）、個人情報取扱事務変更届（農業者戸別所得補償制度事務以下10件）、個人情報取扱事務廃止届（前橋競輪における懸賞事業以下3件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの493件）について報告があった。

○主な質疑

【アーツ前橋特別館長選考事務】

（松本委員）

N o . 4 5 と N o . 4 9 は「アーツ前橋館長選考」とありますが、双方異なる事務でしょうか。

（文化国際課 徳野課長補佐）

N o . 4 5 は、アーツ前橋の次期館長の選考を行うことを目的に設置する委員会の委員本人の個人情報を取り扱うものになります。一方、N o . 4 9 は、次期館長を選任するに当たり、公募で行いますので、公募した方の個人情報を取り扱うものになります。

【まちなか開業支援事業等補助金返還金】

（小磯会長）

N o . 2 5 に関して、冒頭事務局から資料訂正の連絡がありました。収集先の実施機関内の市民課を削除するようにとのことでしたが、記録項目にある戸籍情報は市民課から収集するものではないのですか。

（事務局）

冒頭の資料訂正の誤りになります。小磯会長のご指摘どおり、戸籍情報は市民課から収集するものになりますので、収集先である実施機関内の市民課は削除するものではありません。冒頭の説明は誤りになります。申し訳ございませんでした。

【公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの通報処理事務】

（小磯会長）

一部委託先に弁護士とありますが、市に通報があった際に委託先である弁護士に相談をお願いすることになるのでしょうか。

（行政管理課 酒井副参事）

この事務はあくまでも外部からの公益通報者を対象としていますので、外部からの通報は直接委託しています弁護士に行うものになります。

【前橋空襲と復興資料館検討委員会】

(西村委員)

対象者の範囲に委員及び傍聴者とありますが、傍聴者に関しては、記録項目に記載の情報すべてを収集することになるのでしょうか。

(文化国際課 徳野課長補佐)

対象者の範囲に委員と傍聴者の双方を記載しましたが、傍聴者に関しては、氏名のみを収集するものになります。

【原油価格・物価高騰緊急支援金業務】

(長谷川委員)

一部委託先に派遣会社とありますが、記録項目にある納税状況を含めて派遣会社に個人情報を取り扱わせるのでしょうか。委託内容を詳細に説明してください。

(産業政策課 手島副主幹)

納税状況については市の職員が取り扱いを行い、収納課に対して納税状況を照会するものになります。派遣会社については、それ以外の申請の受付から審査に係る部分について委託を行っております。

【防犯カメラ・ドライブレコーダーに関する開始届】

(小磯会長)

N o . 3 5 は富士見環境衛生センターにおける防犯カメラの設置、N o . 5 0 は水道局のドライブレコーダーの設置に関する届となっています。第40回の審査会で設置場所の状況に応じてガイドラインを定めて運用するとの意見が出されたことを踏まえまして、各課で運用を行っていくわけですが、特に他の委員から意見がないようであれば、開始届のとおり、事務を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

(特に意見なし)

(小磯会長)

では、N o . 3 5 、 5 0 に関しては、開始届のとおり、事務を進めていただくということで審査会の意見とします。

【個人情報目的外利用等届出書の記載について】

(長谷川委員)

N o . 4 8 の収納課の徴収関係事務ですが、健康増進課ががん患者アピアランスサポート事業を行うに当たり、市税の滞納状況を確認するために利用するものになりますが、形態が一時的となっていますが、経常的な利用の間違いでしょうか。

(健康増進課 原田係長)

ご指摘のとおり、経常的な目的外利用になりますので、形態は一時的ではなく、経常的になります。

(小磯会長)

他に意見はありますか。

〈特に意見なし〉

それでは、他に意見がないようですので個人情報取扱事務につきましては、届出のとおり事務を進めていただきたいと思います。

6 その他

(1) 議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

7 閉会 午後2時50分